

## 障がい者相談支援体制の拡充について（報告）

### 1 趣旨

本市では、「ふじさわ障がい者プラン2020『きらりふじさわ』（中間見直し）」において「相談支援体制の拡充」を掲げるとともに、藤沢市市政運営の総合指針2020の重点事業として位置付け、藤沢市障がい者総合支援協議会（以下、「総合支援協議会」という。）等において、地域に根差した障がい者相談支援事業のあり方について、検討を進めてまいりました。

障がい者相談支援体制の拡充に当たっては、これまで実施してきた相談支援の課題整理を行うとともに、令和3年4月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行を見据え、新たな相談支援体制としました。

### 2 障がい者相談支援事業の状況

障がい者相談支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業の必須事業の一つとして位置付けられており、現在本市では、基幹相談支援センターと障がい種別ごとの6か所の専門相談支援事業所において、全市域を対象に委託事業として実施しています。

これまで、多様な相談支援ニーズに対応するため、平成18年度から平成25年度にかけて事業所数を拡大し、平成26年度以降は人員体制の強化を図ってまいりました。

年度	内 容	事業所数
平成18年度	障がい者相談支援事業を開始 『かわうそ（身体障がい）』・『ばる（現・ふらっと）（知的障がい）』・『おあしす（精神障がい）』を開設	3か所
平成22年度	多様な相談ニーズに対応するため『マロニエ（重症心身障がい）』を開設	4か所
平成24年度	多様な相談ニーズに対応するため『リート（発達障がい）』・『チャレンジⅡ（高次脳機能障がい）』を開設	6か所
平成25年度	相談支援事業者に対する支援とネットワーク構築を目的に基幹相談支援センター『ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく』を開設	7か所
平成26年度 ～ 令和2年度	地域の相談ニーズに応じ、発達障がい者相談支援事業所に臨床心理士を配置する等、各相談支援事業所の人員体制の強化	7か所

### 3 相談支援体制の拡充に向けた取組

平成28年度から総合支援協議会での協議及びアンケート調査、次期「ふじさわ障がい者プラン」策定に向けた当事者等への聞き取り調査や委託相談支援事業所からの意見聴取を実施し、相談支援に関する課題の整理と今後の相談支援事業のあり方について検討を進めてまいりました。

## 4 総合支援協議会等から得られた意見

- (1) 身近な場所での障がいに関する総合相談窓口の設置が必要。
- (2) 障がい特性に応じた支援やサービスについての情報提供や連絡調整等が必要。
- (3) 障がい当事者への関わり方及び支援についての専門的な助言及び適切な支援が必要。

## 5 意見を踏まえた相談支援体制拡充のポイント

### (1) 「地域における総合相談窓口の設置」

ア 市内を人口10万人前後の4つの地域に整理し、それぞれの地域の市民センター等に総合相談窓口を設置します。

イ 既存の専門相談支援事業所（下図左A, B, C）3か所を北部・中部・東南部地域の総合相談支援事業所（下図右1, 2, 3）として整備します。

ウ 中部地域については、法人施設（下図左B）から善行市民センター（下図右2）に移設し、利便性の向上を図ります。

エ 西南部地域においては、現在再整備が進められている辻堂市民センター内（下図右4）に事業所を新設します。事業所選定については今後プロポーザルを実施する予定です。



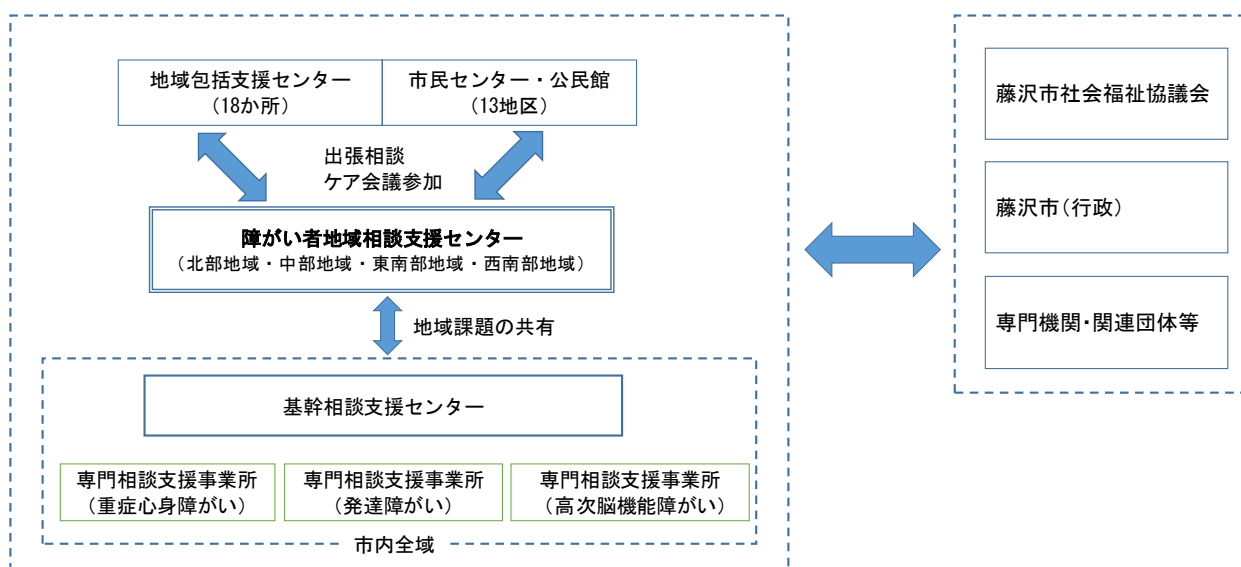
(2) 「相談員の専任配置による人員体制の強化」

市民が必要な社会資源につながるよう、地域における手厚い相談支援の実現をめざすため、相談員の専任配置を検討します。

(3) 「地域における制度を超えた連携の強化」

ア 各地域の市民センター・公民館や地域包括支援センター，コミュニティソーシャルワーカーなどの支援者と連携し，相談支援のネットワークを構築します。

イ 社会福祉法改正に伴う，地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を構築します。



6 事業の内容

相談支援事業拡充の要素として，各地域における総合相談の展開や利用者のみならず，地域の支援者も含めたネットワーク構築，地域の支援者に対する専門的助言・普及啓発など，地域に根差した相談支援を実施します。

また，新たに地域課題の把握及び解決のためのシステム作りをするとともに，障がい者の地域移行・地域定着を推進します。

現 在	整 備 後
(1)相談支援事業 (市内全域・専門相談)	(1)相談支援事業 ( <u>各地域・総合相談</u> )
(2)住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	(2)住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)
(3)ネットワーク構築事業 (利用者)	(3)ネットワーク構築事業 (利用者・ <u>地域支援者</u> )
(4)普及啓発事業	(4) <u>地域の支援者に対する専門的助言</u> ・普及啓発
	<b>【新】</b> (5) <u>地域課題の把握及び解決のためのシステム作り</u>
	<b>【新】</b> (6) <u>地域移行・地域定着の推進</u>

## 7 期待される事業効果

- (1) 市民センター等に設置することにより、市民の身近な総合相談窓口としてワンストップ機能を果たすことが期待できます。
- (2) 人員配置の強化により、アウトリーチを通じた支援を実施するとともに、隣接する地域包括支援センター等関係機関との連携強化を図ることにより、制度を超えた支援体制を確立することが期待できます。
- (3) 出張相談や地域ケア会議等に参加することにより、地域課題を把握・整理し、基幹相談支援センターや専門相談支援事業所、行政等と連携し、課題の解決を図ることが期待できます。

## 8 今後のスケジュール（予定）

令和3年	2月	西南部障がい者地域相談支援センターの受託者公募
	3月	西南部障がい者地域相談支援センターの受託者選定 北部・中部・東南部の障がい者地域相談支援センターを開設準備
	4月	北部・中部・東南部の障がい者地域相談支援センターを開設
	夏頃	西南部障がい者地域相談支援センター準備・開設 (再整備後の辻堂市民センターに新設)

以 上

(事務担当 福祉健康部 障がい福祉課)